

函館市医師会看護専門学校
学 則

(令和元年度)

※ 令和元年度課程変更 (看護師 2 年課程⇒看護師 3 年課程)

函館市医師会看護専門学校 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学校は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づき、看護師として必要な専門的知識及び技術を修得させ、保健、医療、福祉等地域社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本学校は、函館市医師会看護専門学校（以下「学校」という）と称する。

(位 置)

第 3 条 本学校は北海道函館市湯川町 3 丁目 38 番 45 号に位置する。

(課程、学科及び修業年限等)

第 4 条 本学校の課程、学科、修業年限、入学定員等は、次のとおりとする。

分野	課 程	学 科	昼夜の別	修業年限	入学定員	クラス編成	総 定 員
医療	専門課程 (3年課程)	看護学科	昼間	3年	40人	1クラス	120人

(在学年限)

第 5 条 学生は、6 年を超えて在学することができない。

2 第 28 条第 1 項の規定により転入学した者は、同条第 3 項に定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 2 章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 7 条 学年を次の 2 学期に分ける。

(1) 前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(2) 後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - (3) 創立記念日
 - (4) 季節休業(夏季、冬季、春季)は年間を通じて 10 週の範囲で学校長が定める
- 2 前項の規定にかかわらず、学校長が特に必要と認めたときは、臨時休業し又は休業日であっても授業を行うことができる。

第 3 章 教育課程

(教育課程)

第 9 条 学校における教育内容、授業科目及び単位数は、別表 1 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 10 条 単位の計算方法は、次の基準によるものとする。

- 2 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲をもって 1 単位とする。
- 3 実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲をもって 1 単位とする。
- 4 看護臨地実習については、45 時間の実習をもって 1 単位とする。

(学習の評価)

第 11 条 学習の評価は、別表 1 の教育内容に基づく各授業科目の所定時間数の 3 分の 2 以上出席した者に対し、学科試験又はこれに準ずるもの及び臨地実習評価により判定する。

- 2 出席時間が所定時間数の 3 分の 2 に満たない者のうち、欠席の理由がやむを得ないと学校長が認めた場合は、授業をもって補った者に対し、学習の評価を受ける資格を与える。
- 3 学業成績は各授業科目につき 100 点を満点とする。
- 4 学習評価は次の区分によって判定し、C 以上を合格とする。ただし、臨地実習評価は、各臨地実習科目につき 100 点満点とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。

評 価	点 数	判 定
AA	90 点以上	合 格
A	80 点以上 90 点未満	
B	70 点以上 80 点未満	
C	60 点以上 70 点未満	
D	60 点未満	不 合 格
E	未受験	無 効

(追試験及び再試験等)

第 12 条 学校長は、傷病その他やむを得ない理由で学科試験を受けることができなかつた者に対して、追試験を行うことができる。なお、受験資格は別に定める。

- 2 学校長は、学科試験が第 11 条第 4 項に規定する評価 D の科目がある者に対し、当該科目について再試験を行うことができる。

(追実習及び再実習)

第 13 条 学校長は、傷病その他やむを得ない理由で定められた期間に臨地実習ができなかつた者に対して、追実習を行うことができる。

- 2 学校長は、臨地実習評価が第 11 条第 4 項ただし書きに規定する不合格者に対し、再実習を行うことができる。

(単位の認定)

第 14 条 学校長は、第 11 条及び第 12、13 条による試験及び実習の結果、合格の学習評価を得た者に対し、認定会議の議を経て単位の認定を行う。

(再履修)

第 15 条 学習の評価が不合格となった授業科目については、次年度に再履修することができる。

(既修得単位の認定)

第 16 条 入学前に放送大学その他大学若しくは高等専門学校又は次に掲げる資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という）別表 3 に規定する教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの既修得単位認定申請願（様式 1）に基づき既修の学習内容を評価し、認定会議の議を経て教育内容に相当すると認めた場合に限り、本校において履修したものと認定し、単位認定書（様式 2）を発出する。

- (1) 歯科衛生士 (2) 診療放射線技師 (3) 臨床検査技師 (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士 (6) 視能訓練士 (7) 臨床工学技士 (8) 義肢装具士
- (9) 救急救命士 (10) 言語聴覚士

- 2 前項における既修得単位の認定は、総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲とする。
- 3 指定規則別表 3 の規定にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 に規定する基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第 4 に規定する「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき既修の学習内容を評価し、認定会議の議を経て教育内容に相当するものと認めた場合に限り、本校において別表 1 に規定する基礎分野を履修したものとみなす。
- 4 第 1 項及び前項の認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
- 5 前各項に規定するもののほか、入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、別に

定める。

第 4 章 入学、休学、復学、転出学、転入学、退学及び除籍

(入学の時期)

第 17 条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 18 条 入学できる者は、下記に掲げるいずれかに該当し、入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校の課程を終了した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を終了した者
- (3) 外国に於いて学校教育における 12 年の課程を終了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を終了した者
- (5) 学校教育法施行規則第 150 条第 4 号において文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む)

(入学の出願)

第 19 条 入学を志願する者は、所定の願書に別に定める検定料及び書類を添えて所定の期日までに学校長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 20 条 入学試験は、学校長が別に定める方法により行うものとする。

- 2 前項の入学試験の期日、場所その他入学試験の実施について必要な事項は、その都度学校長が定める。

(推薦入学等)

第 21 条 学校に推薦入学制度及び社会人入学制度を設けることができる。

(入学許可)

第 22 条 入学者については、選考により学校長が許可する。

- 2 選考の方法、その他選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第 23 条 入学を許可された者は、指定する期日までに保証人と連署した誓約書に入学金を添えて、

学校長に提出しなければならない。

(保証人)

第 24 条 前条の保証人は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 第一保証人 保護者または後見人
- (2) 第二保証人 独立した生計を営む成人

2 保証人は、入学しようとする者の生活と教育に関し一切の責任を負い、つねに学校教育活動に協力しなければならない。

3 保証人を変更する場合は、その旨を速やかに学校長に保証人変更届を提出しなければならない。

4 保証人が死亡し、又はその他の理由で適当でないと認められた場合には、その変更を求めることがある。

(休学)

第 25 条 病気やその他やむを得ない理由により休学しようとする者は、診断書またはその理由を証明する書類を添えて休学願（様式 3-1）を学校長に提出し、休学許可書（様式 3-2）を得て休学することができる。

2 第 1 項のほか、学校長が必要と認めた場合は休学を命じることができる。

3 休学の取り扱いについては、次の通りとする。

(1) 休学期間は在籍期間中、1 年以内とする。但し、特別の理由がある場合、学校長は 1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

(2) 休学は学期毎の手続きとし、引き続き休学を希望する場合は休学延期願（様式 3-3）を学校長に提出し、休学延期許可書（様式 3-4）を得て休学を延期することができる。

(3) 休学期間は、通算して 3 年を超えることができない。ただし、学校長が止むを得ない理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(4) 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第 26 条 休学期間が満了となった場合又は休学期間内に当該理由が消滅した場合は、復学願（様式 4-1）を学校長に提出し、復学許可書（様式 4-2）を得て復学することができる。ただし、病気による休学から復学する場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(転出学)

第 27 条 学生は、他校に転出学を希望する場合は、転出学願（様式 5-1）に保証人連署の上、理由を記して学校長に願い出て転出学許可書（様式 5-2）を受けなければならない。

(転入学)

第 28 条 学校に転入学を希望する者は、転入学願（様式 6-1）に併せて次に挙げる書類に入学試

験手数料を添えて学校長に提出しなければならない。

- (1) 転入学願書
- (2) 在籍している学校の調査書及び在学証明書
- 2 学校長は、欠員がある場合に限り入学試験委員会で選考の上、転入学許可書(様式6-2)を発出し、相当年次に転入学を許可することができる。
- 3 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学校長が決定する。
- 4 第24条の規定は、転入学の場合にも準用する。

(退学)

- 第29条 傷病その他やむを得ない理由により退学しようとする学生は、退学願(様式7-1)に保証人連署の上、理由を記して学校長に願い出て退学許可書(様式7-2)を受けなければならない。
- 2 学校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、運営委員会の議を経て退学を命ずることができる。
 - (1) 正当な理由がなく、欠席及び遅刻が多い者
 - (2) 著しく学習を怠り、成業の見込がないと認められる者
 - (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
 - (4) 第5条第1項又は第2項に規定する期間を超えた場合
 - (5) 授業料等を納入期限までに納付せず、かつ督促しても納付しない者

(除籍)

- 第30条 学校長は、学生が次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。
- (1) 死亡の届出があった者
 - (2) 行方不明の届出があった者
 - (3) 第5条に規定する在学年限を超えた者

第5章 卒業の認定

(卒業)

- 第31条 学校長は、学校に3年以上在籍し、第9条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者に対して、認定会議の議を経て卒業を認定する。
- 2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書(様式8)を授与する。

(称号の授与)

- 第32条 学校長は、前条による卒業を認定した者に対して、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号に関する規程(平成17年文部省告示第139号)により、

専門士（医療専門課程）の称号が与えられる。

第 6 章 賞 罰

（表 彰）

第 33 条 学校長は、次の各号の 1 に該当すると認めるときは、学生を表彰することができる。

- （1）品行方正で学業成績優秀な者
- （2）3年間皆勤し学業に精励した者
- （3）その他、表彰に値する行為を行った者

（懲 戒）

第 34 条 本学校の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、所定の手続によって学校長が懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒の詳細については別に定める。

第 7 章 職員組織及び運営

（職 員）

第 35 条 学校に次の職員を置く。

- （1）学校長
 - （2）副学校長
 - （3）事務部長
 - （4）学科長
 - （5）実習調整者
 - （6）専任教員
 - （7）講 師
 - （8）学校医
 - （9）事務員
 - （10）図書事務員
 - （11）前各号に掲げる者のほか、学校長が必要と認める職員
- 2 職員の職務分掌及び運営については、別に定める。

（会 議）

第 36 条 本校の円滑な運営と教育内容の充実・向上を図るため、以下の会議を設ける。

- （1）運営委員会

- (2) 管理会議
 - (3) 教職員会議
 - (4) 教員会議
 - (5) 認定会議
 - (6) 入学試験委員会
 - (7) 自己点検・自己評価委員会
 - (8) 講師会議
 - (9) 臨地実習指導者会議
- 2 運営委員会等の運営・役割については、別に定める。

第 8 章 健康管理

(健康管理)

- 第 37 条 学校長は、学生の健康を保持するために、1年に1回以上の健康診断を実施する。
- 2 学生の健康管理に必要な詳細については、学校長が別に定める。

第 9 章 入学検定料、入学料及び授業料

(納付義務)

- 第 38 条 入学を志願するものは入学検定料を、入学許可を受けようとする者は入学料を、及び入学許可された者は授業料をそれぞれ納めなければならない。
- 2 前項の納付金について必要な事項は、学校長が別に定める。

(入学検定料・入学料及び授業料等)

- 第 39 条 入学検定料・入学料及び授業料等の額は、学校長が別に定める。
- 2 授業料は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 休学中の授業料は徴収しない。ただし、前期又は後期の途中において休学し、又は復学する場合は、その学期の授業料は全額を納入しなければならない。
- 4 退学した者、停学を命じられた者は、その学期分の学納金全額を納入しなければならない。
- 5 入学許可を得た者で、入学手続き時の学納金を納めた後、入学日前日までに納付した者より入学辞退届（様式9）が提出され、入学辞退手続きを完了した者に限り、入学金を除く既に納めた学納金を返還することができる。

第 10 章 個人情報保護

(個人情報保護)

- 第 40 条 本学校は、学則第 1 条の目的を達成するため、学生が安心して学校生活を送れるよう、別に定める個人情報を適切に保護し、利用目的を遵守する。
- 2 前項の個人情報保護に必要な事項は、別に定める。

第 11 章 自己点検・自己評価

(自己点検・自己評価)

- 第 41 条 本学校は、学則第 1 条の目的を達成するため、教育水準の向上を図り、教育活動等について自ら点検及び評価を行う。
- 2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 雑 則

(雑 則)

- 第 42 条 本学則に定める他、学校運営に関して必要な諸規定は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

函館市医師会看護専門学校 学則施行規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、函館市医師会看護専門学校学則（以下「学則」という。）第 42 条の規定に基づき、学則の運用に関し必要な事項を定め、適切な運営管理を行うことを目的とする。

(講義・実習の曜日及び時間)

第 2 条 学則第 9 条に定める授業科目の運営については、講義及び演習（以下「講義等」という）時間の 1 時限は 45 分、1 講義 2 時限（90 分）を原則とする。

2 1 日の講義時間は、次の通りとする。

	1 講義		2 講義		3 講義		4 講義	
	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限	7 時限	8 時限
時間	09 : 00 ～	09 : 45 ～	10 : 40 ～	11 : 25 ～	13 : 00 ～	13 : 45 ～	14 : 40 ～	15 : 25 ～
	09 : 45	10 : 30	11 : 25	12 : 10	13 : 45	14 : 30	15 : 25	16 : 10

3 臨地実習時間は、60 分を 1 時間とする。

4 1 日の臨地実習時間は 08 時 30 分から 17 時 00 分を原則とする。ただし、実習科目、実習施設にあつてはこの限りではない。

(出欠席・遅刻・早退・欠課の届出等)

第 3 条 出欠席等の取り扱いは、次の各号に該当する場合、それぞれ欠席、遅刻、早退及び欠課として処理する。

(1) 講義時間の欠席を欠課とし、1 日出席しない場合を欠席という。

(2) 遅刻とは、講義開始後の 15 分以内の範囲で遅れた場合をいう。

(3) 早退とは、講義終了前の 15 分以内の範囲で退席した場合をいう。

(4) 欠課とは、講義開始の入室または退室が 1 講義時間の 3 分の 1 以上をいう。

(5) 同一講義科目において遅刻及び早退を 3 回以上繰り返した場合は、3 回を持って 1 講義の欠課として処理する。

2 欠席、遅刻、早退及び欠課をする場合は、事前の報告を徹底し、事後速やかに所定の欠席・欠課・遅刻・早退届（様式 10）を提出しなければならない。

3 病欠欠席が 7 日以上に亘る場合は、医師の診断書を添えなければならない。また、7 日以内であっても学校医が必要と判断した場合、診断書を提出しなければならない。

(出席停止)

第 4 条 次の各号に該当する場合は、出席停止の日数として処理する。

(1) 感染症に罹患し、またその恐れのある者として出席停止期間を命じた期間

(2) 感染症の予防上、学校の全部または一部を休業した場合の日数

- (3) 非常災害の理由で欠席した場合
- (4) 下記の事由により欠席した場合
 - ア 受験等に要する期間で学校長が認めたとき
 - イ その他、学校長が必要と認めたとき

(休業日)

第 5 条 学則第 8 条第 1 項第 4 号に規定する休業日は、次のとおりとする。

- (1) 夏 期 7月下旬から8月中旬の間の引き続く 4 週間
- (2) 冬 期 12月下旬から翌年 1 月中旬の間の引き続く 3 週間
- (3) 春 期 3月中旬から下旬の間の引き続く 3 週間

(入学試験)

第 6 条 一般入学試験については、入学試験実施規程によるものとする。

(推薦入学試験等)

第 7 条 推薦入学試験及び社会人入学試験については、入学試験実施規程によるものとする。

(教育課程の履修)

第 8 条 学則第 9 条による授業科目及び単位数の年次別配当は、入学年度ごとに定めるものとし、学生は各配当年次内に履修するものとする。

2 学校行事その他、学生の出席すべき時間は別に定める。

(学科試験)

第 9 条 学則第 11 条における学科試験は、授業科目の所定時間数に含めて講義終了時に行う。ただし、学校長が必要と認めた時はこれ以外の時期又は時間に行うことができる。

2 試験は授業内容に応じて、筆記・レポート・口述・実技によって行う。

3 試験時間は、原則として 1 時間 (45 分) とする。

(授業科目の先修条件)

第 10 条 臨地実習科目を受講するには、以下のことを条件とする。

2 成人看護学実習・老年看護学実習を受講するためには、基礎看護学実習 3 単位を履修していること。

3 成人看護学実習Ⅲ・老年看護学実習Ⅱ・小児看護学実習Ⅱ・母性看護学実習・精神看護学実習、在宅看護論実習・統合実習を受講するためには、成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ、及び老年看護学実習Ⅰを履修していること。

(臨地実習評価)

第 11 条 学則第 11 条における臨地実習評価は、実習期間中に実習評価表に基づき、指導者と担当

教員で共同評価を行い、その情報をもとに担当教員が総合評価を行う。

- 2 実習評価は、定められた期日に指定された実習記録・レポート等の提出をもって行う。
- 3 評価を受けるための実習記録の提出が、正当な理由なく定められた日時に遅れた場合は受理しない。

(評価を受ける資格)

第 12 条 評価する資格は、講義及び臨地実習における科目の出席時間数の3分の2以上を出席した者に与えられる。

- 2 所定の手続きをせずに授業料を滞納している者は、評価を受けることができない。

(単位の認定と方法)

第 13 条 各授業科目の単位修得認定に必要な出席時間数を満たし、かつ試験等に合格した者には、認定会議の議を経て学校長が決定し、所定の単位を与える。

- 2 同一科目を複数の講師が担当する場合は、1科目ごとに評価する。
- 3 単位の認定は授業科目ごとに行う。
- 4 臨地実習の認定は、実習科目ごとに評価する。

(不正行為の禁止)

第 14 条 試験（臨地実習における実習記録を含む）において不正行為が判明した場合は、該当科目を不合格とする。

- 2 不正行為が繰り返される場合は、学則第 34 条第 2 項により退学処分とする。

(補習授業)

第 15 条 学則第11条第2項における、不足の時間を補うために該当科目の講師によって実施する臨地実習以外の授業を補習授業という。

- 2 補習授業の上限は所定時間数の2割までとする。
- 3 補習授業は、事由消失後5日以内に学校長に補習授業受講願（様式11）を提出しなければならない。
- 4 補習の時期、時間及び方法は教員会議で決定する。

(補習実習)

第 16 条 学則第11条第2項における、不足の時間を補うために実施する臨地実習を補習実習という。

- 2 補習実習の上限は、所定時間数の1割までとする。
- 3 補習実習を受けようとする者は、事由消失後5日以内に学校長に補習実習受講願（様式12）を提出しなければならない。
- 4 補習実習の時期、時間は欠席状況・実習内容の到達状況に応じて教員会議にて決定する。
- 5 補習実習の評点は、60点以上を合格とする。
- 6 補習実習で合格できなかった場合は、次年度に再履修する。

(追試験)

第 17 条 学則第12条第 1 項に規定する追試験の受験資格は、試験の受験有資格者が下記の項目の一つに該当する場合、客観的に事実を証明できる書類を添え、追試験受験願（様式13-1）を学校長に提出し、追試験許可証（様式13-2）を得た者が追試験を受けることができる。

- (1) 近親者の死亡（二親等以内）のため試験を欠席したもの
- (2) 病気のため試験を欠席した者
- (3) 災害（交通事故を含む）のために試験を欠席した者
- (4) その他の事情で試験を欠席し、学校長が特に認めた者

2 追試験は該当科目の学科試験について 1 回を限度として行う。

3 追試験は、事由消失後 5 日以内に事務手続きを終了した者に対し実施する。

4 追試験の結果による学習の評価は、1 割減として処理する。よって、89点以上をA、78点以上をB、67点以上をC、67点未満をDとする。

(再試験)

第 18 条 学則第12条第 2 項に規定する再試験は、該当科目について 1 回を限度として行う。

2 再試験は、事由消失後 5 日以内に再試験受験届（様式13-3）を提出した者に対し実施する。

3 再試験の結果による単位の認定は、学則第14条の規定を準用して行う。ただし、再試験の評価点が60点以上であっても、学習の評価は60点とする。

(追実習及び追実習の評価)

第 19 条 学則第13条第 1 項に規定する追実習を希望する者は、あらかじめ診断書等、必要とする証明書類を提出しなければならない。

2 追実習の時期は、当該年度内の学則第 8 条第 1 項第 4 号に定める期間（以下「長期休暇期間」という）に行うものとする。従って、その期間に実施可能な科目に限られる。

3 追実習は、追実習履修願（様式14）に必要な料金を添えて、事由消失後 5 日以内に事務手続きを終了した者に対し実施する。

4 追実習の時期、時間及び方法は教員会議で決定する。

5 追実習の結果、学習の評価は 1 割減として処理する。よって、89点以上をA、78点以上をB、67点以上をC、67点未満をDとする。

6 追実習で不合格の場合、学則第13条第 2 項の規定により再実習を受けることができる。

(再実習及び再実習の評価)

第 20 条 学則第13条第 2 項に規定する再実習は、当該年度内の長期休暇期間に行うものとする。

2 再実習は原則として、一科目 1 回までとする。

3 再実習を受けようとする者は、結果通知後 5 日以内に学校長に再実習履修願（様式14）を提出しなければならない。

4 再実習の時期、時間及び方法は教員会議で決定する。

5 再実習評価は、60点以上を合格とし、この場合の評価得点は、60点（C）とする。

6 本実習で不合格が 3 科目以上の場合は、原則として次年度に単位を修得する。

7 本実習で不合格が2科目以下の場合は、原則として年度内に単位を修得する。

(単位不認定科目の履修方法)

第 21 条 学則第15条に規定する再履修を希望する者は、定められた期日までに単位不認定再履修届(様式15)を提出するものとする。

2 再履修の評価は、学則第11条の規定によるものとする。

3 単位不認定の授業科目は、原則として次年度における教育計画に基づき実施される単位認定科目を再履修し、評価を受ける資格を得ることができる。

(既修得単位の認定)

第 22 条 学則第16条に規定する既修得単位の認定を希望する者は、既修得単位認定申請願(様式1)に次の書類を添えて、学校長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 学則第16条に規定する大学、養成所等の発行した単位取得証明書又は成績証明書。

(2) 認定申請しようとする授業科目の大学、養成所等における履修内容(単位数・時間数、講義概要)を示す書類。

2 学校長は、該当科目の科目責任者、授業担当者に意見を求め、認定会議の議を経て単位の認定(様式2)を行う。

(卒業の認定)

第 23 条 卒業認定は、学則第14条及び31条に基づき、認定会議の議を経て学校長が決定する。

(健康管理)

第 24 条 学生の健康を保持するため、入学時の健康調査及び定期健康診断、臨時健康診断を行う。

2 健康診断等の内容については、健康管理規程によるものとする。

3 臨地実習において感染症の疑いのある場合は、医療機関を受診させ、必要な検査を受けさせる。その結果を実習担当が指導者へ報告する。

4 臨地実習において感染症に罹患した場合、事故発生時連絡ルートに従って速やかに対処行動をとる。また、状況により施設の基準に従い早期に対処する場合もある。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

科目及び単位数（時間数）

区分	教育内容	授業科目	単位	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	日本語表現法	1	30
		情報科学	1	30
		論理学	1	30
	人間と生活・社会の理解	発達心理学	1	30
		家族社会学	1	30
		コミュニケーション論Ⅰ	1	30
		コミュニケーション論Ⅱ	1	30
		生活科学	1	30
		教育学	1	15
		英語Ⅰ	1	15
		英語Ⅱ	1	30
		音楽	1	15
		保健体育	1	15
		分野計		

専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ	1	15	
		解剖生理学Ⅱ	1	30	
		解剖生理学Ⅲ	1	30	
		解剖生理学Ⅳ	1	30	
		解剖生理学Ⅴ	1	15	
		解剖生理学Ⅵ	1	15	
		栄養学	1	30	
		臨床生化学	1	30	
		疾病の成り立ちと回復の促進	病態学総論	1	15
			病態学Ⅰ	1	30
			病態学Ⅱ	1	30
			病態学Ⅲ	1	30
			病態学Ⅳ	1	30
			病態学Ⅴ	1	30
	微生物学		1	30	
	基礎薬理学		1	30	
	臨床薬理学		1	15	
	健康支援と社会保障制度		社会保障論Ⅰ	1	15
		社会保障論Ⅱ	1	15	
		関係法規	1	15	
		公衆衛生	1	30	
		リハビリテーション概論	1	15	
		総合医療論	1	15	
	分野計			23	540

専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学原論Ⅰ	1	30
		看護学原論Ⅱ	1	30
		看護場面に共通する技術Ⅰ	1	30
		看護場面に共通する技術Ⅱ	1	30
		生活過程を整える技術Ⅰ	1	30
		生活過程を整える技術Ⅱ	1	30
		生活過程を整える技術Ⅲ	1	30
		診療過程における看護技術Ⅰ	1	15
		診療過程における看護技術Ⅱ	1	30
		臨床看護技術	1	15
		看護過程展開の技術	1	30
		基礎看護学実習Ⅰ	1	45
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90
		分野計		

区分	教育内容	授業科目	単位	時間数	
専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学Ⅰ	1	15	
		成人看護学Ⅱ	1	30	
		成人看護学Ⅲ	1	30	
		成人看護学Ⅳ	1	30	
		成人看護学Ⅴ	1	30	
		成人看護学Ⅵ	1	30	
	小計			6	165
	老年看護学	老年看護学Ⅰ	1	30	
		老年看護学Ⅱ	1	30	
		老年看護学Ⅲ	1	15	
		老年看護学Ⅳ	1	15	
	小計			4	90
	小児看護学	小児看護学Ⅰ	1	30	
		小児看護学Ⅱ	1	30	
		小児看護学Ⅲ	1	15	
		小児看護学Ⅳ	1	30	
	小計			4	105
	母性看護学	母性看護学Ⅰ	1	30	
		母性看護学Ⅱ	1	30	
		母性看護学Ⅲ	1	30	
		母性看護学Ⅳ	1	15	
	小計			4	105
	精神看護学	精神看護学Ⅰ	1	30	
		精神看護学Ⅱ	1	30	
精神看護学Ⅲ		1	30		
精神看護学Ⅳ		1	15		
小計			4	105	
臨地実習	成人看護学実習Ⅰ	2	90		
	成人看護学実習Ⅱ	2	90		
	成人看護学実習Ⅲ	2	90		
	老年看護学実習Ⅰ	2	90		
	老年看護学実習Ⅱ	2	90		
	小児看護学実習Ⅰ	1	45		
	小児看護学実習Ⅱ	1	45		
	母性看護学実習	2	90		
	精神看護学実習	2	90		
小計			16	720	
分野計			38	1,290	

統合分野	在宅看護論	在宅看護論Ⅰ	1	15	
		在宅看護論Ⅱ	1	30	
		在宅看護論Ⅲ	1	30	
		在宅看護論Ⅳ	1	30	
	看護の統合と実践	看護管理	1	30	
		救急・災害看護	1	30	
		家族看護論	1	15	
		看護実践と医療安全	1	30	
		看護研究の基礎	1	15	
		看護研究の実際	1	15	
	臨地実習	在宅看護論実習	2	90	
		統合実習	2	90	
	分野計			14	420

総計			102	3,015
----	--	--	-----	-------

函館市医師会看護専門学校
納入金規程

(令和元年度)

函館市医師会看護専門学校 納入金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、函館市医師会看護専門学校学則（以下「学則」という。）第 38 条の規定による納入金について必要な事項を定める。

(入学検定料、入学科及び授業料等の額と納入期限)

第 2 条 入学検定料、入学科及び授業料、施設設備費及び実習費の額並びに納入期限は、別表 5 に定めるとおりとする。

(納入方法)

第 3 条 前条に定める授業料等の納入方法は、納入期限までに指定金融機関に振り込むものとする。ただし、納入期限が金融機関の休業日にあたる場合は、翌日の金融機関営業日を納入期限とする。

(授業料等の分納及び延納)

第 4 条 授業料等を第 2 条に規定する期日までに納付することが困難と認められる者については、分納または延納を許可することがある。

- 2 前条の許可を受けようとする者は、分納・延納願（様式 31）に必要事項を記載し、保護者及び保証人が連署・捺印の上、事務部長を経て学校長の許可を得なければならない。
- 3 分納及び延納は、納付期限の日から 60 日以内とする。
- 4 分納の回数は 4 回までとする。

(休学の場合の授業料等)

第 5 条 休学を許可または命じられた者は、休学期間の授業料は徴収しない。ただし、各期中途で休学若しくは復学した場合について、休学当期若しくは復学当期の授業料は徴収する。

- 2 前条第 2 条別表 5 の納入期限に休学期間の授業料を既に納入した者については返金する。

(停学および退学の場合の授業料等)

第 6 条 授業料納付期の中途で退学を許可または退学を命じられた場合における当期月の授業料等は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

(授業料等の未納者の取扱い)

第 7 条 所定の手続きをせず、前条第 2 条に規定する期日までに授業料等を納入しない者については、評価を受けることができない。

(未納金の督促と未納者の処分)

第 8 条 所定の手続きをせず、授業料等をその期限までに納入しない場合は、納入期限の日より 10 日以内に保証人に対して文書で督促する。

2 授業料等の納入期限より 3 ヶ月以上遅延した場合は、納入があるまで登校停止とする。

(未修得単位履修のために在籍している学生の授業料等の取扱い)

第 9 条 未修得単位を履修するために在学している学生の授業料等については、在学期間に応じ当該期間における授業料等を納付することとする。

(証明書等の発行及び手数料)

第 10 条 学校長は、在学生又は卒業生から、在学、卒業等の証明書の交付申請があった場合は、確認の上、証明書を発行する。

2 証明書の発行及び再発行の手数料は別表 6 のとおりとする。

3 第 1 項の交付申請は、証明書交付届 (様式 22) に前項の手数料を添えて行うものとする。

(再試験料及び再実習料)

第 11 条 再試験又は再実習を受けようとする者は、再試験料又は再実習料を納入しなければならない。

2 再試験料は 1 科目につき 1,500 円とし、再試験受験届 (様式 13-3) を添えて再試験前日までに納入するものとする。

3 在宅看護論の再実習料は 1 日 3,240 円、在宅看護論を除く実習の再実習料は実費相当額とし、再実習履修願 (様式 14) を添えて再実習前日までに納入するものとする。

(納入金規程の改正)

第 12 条 本規定を改正しようとするときは、運営委員会の議を経なければならない。

附 則

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 5

入学検定料、入学料及び授業料等の額と納入期限

1 年 次					
	願書受付時	誓約書提出時	第 1 期	第 2 期	合 計
入学検定料	20,000 円				20,000 円
入 学 料		200,000 円			200,000 円
授 業 料			300,000 円	300,000 円	600,000 円
施設設備費			84,000 円	84,000 円	168,000 円
実 習 費			80,000 円		80,000 円
合 計	20,000 円	200,000 円	464,000 円	384,000 円	1,068,000 円
納入期日	願書受付時	誓約書提出時	4月10日	10月10日	

2・3年次			
	第 1 期	第 2 期	合 計
入学検定料			
入 学 料			
授 業 料	300,000 円	300,000 円	600,000 円
施設設備費	84,000 円	84,000 円	168,000 円
実 習 費	100,000 円		100,000 円
合 計	484,000 円	384,000 円	868,000 円
納入期日	4月10日	10月10日	

別表 6

証明書等発行手数料

区 分	金 額
1 在学証明書	無 料
2 卒業（見込）証明書	1,000 円
3 成績証明書 ① 本校所定の様式	① 1,000 円
② 大学等他所定単位認定証明書	② 3,000 円
4 その他証明書	1,000 円